

Title	英国所得税法調査委員会報告書
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.3 (1920. 3) ,p.449(147)- 451(149)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200301-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

あつて、彼は曰く「窮極的意義に於て價值が充
さるゝ欲望と充されざる欲望との間の乖離の限
界に於て現はるゝ心の感じを意味するものなる
こと疑ふべくもない」(註十三)

斯く考へて見ると所謂全部利用はロイドに於
ける抽象的利用であり、デュゼンスのファイナル
ユチリテ、ウィーサーのグレンツメッセン、ウイ
クスタードのマーチナル・ユチリテ、クラークの
スペシフィック・ユチリテはロイドの特種の利用で
はあるまいかと疑はるゝ。

ロイドは一の結論を導いた。曰く價值の概念
は交換とは獨立にして、之に先行するものであ
ると。又價值とは一定の個人に對する物財の眞
實の重要な程度であると。「對象はロビンソン・
クルソーの如く孤立せる個人の場合にも所有者
にとりて眞實的に重要たり得べく、英國に存在
するやうな社會に於ても又然るを得る」と。ロ

ロイドは茲に個人的價值と社會的價值との區別に
蓬着した譯である。「吾人は明に個人の使用の爲
めに作られたる物財にして、それが他の人間に
對し絶對的に無用であり従つて交換價值を欠く
場合に於ても、自分にとりて實際に利用あり價
値ある物と認むることが出来る。」但しかゝる場
合の極めて稀なることは勿論である。ロイドも
之を認めた。然れども「物財をして其所有者の評
價に於てより多くの價值あらしむる作業。profit
making は一切の他人の評價に於てそれをより小
ならしむるものであることも考へ得られる。」
(註十四)ロイドが個人的價值と社會價值との間
に徑庭ありと考へ、特定の個人に對する價值と
全社會に對する價值との間に差ありと考へたこ
とは此によつて明白である。

最後に彼は内在的價值を論じ「價值なる語は
物財に生具的(インヘレント)なる性質を表はす

十三 = p. 16

十四 = p. 28

十五 = p. 31

新刊紹介

英國所得稅法調査委員會

報告書

Minutes of Evidence taken before the Royal
Commission on the Income Tax.

英國政府は昨年所得稅法(超過稅法を含む)の
全體に互りて、課稅の範圍、稅率、轉嫁等の諸
問題を始め、現行の法律并に慣例に如何なる改
正を施すを必要とするやの問題を審議す可き調
査委員會を組織し、コルウケン卿を委員長に、
二十三名の人士を委員に任命したり。委員中に
ハッーマン、ブレイクス兩氏の如き労働黨議員あ

ものではない。それは心の感情を表はすもので
あり、従つて其感情に影響を及ぼす外界事情の
變化と共に變化するものである。而も其變化は
目的たる物財の内在的性質の變化の存否如何に
かゝはらなむ」と述べた。(註十五)

註 一 Anderson, Social Value, p. 176

二 A Lecture on the Notion of Value, p. 7

三 Ibid, p. 8

四 = p. 9

五 = p. 10

六 = p. 18

七 = pp. 11-12

八 = p. 12

九 = p. 13

十 = p. 15

十一 = p. 16

十二 = p. 18

るは特に世人の注意を惹きたるが如し。而して此委員會は從來組織せられたる同種委員會と異なり、本報告を發表するに先だち、報告作成の準備として、各方面の専門家に就き、委員の發したる質問并に専門家の答辯を逐次發表する方法を取れり。表題に掲げたる書名は即ち是れにして今日既に第四回分まで發行せられ、第一回分より通算して、七百數十頁の大冊に上れり。而して専門家は委員の質問を受くるに先だち、何れも文書として意見の概要を報告し、更に此の報告書を基礎とし、委員より質問を發するの仕組なるが故に、吾人研究者が専門家の意見と之に關して更に如何なる質問の行はるゝやを知るには、極めて便宜なるものあり。

上記の如き大冊は到底短日月の間に讀了する能はずと雖も、余が抄讀したる所に據れば、英國に於ては所得税法に於て、源泉課税法を可な

りとし、更に其の適用を擴張するを必要とする意見の存することの明瞭なるものあり。大英學術協會を代表する専門家として、委員の質問に答へたるシェー、イー、アーレン氏の報告書要領二十項の内にも、左の數項あるを見たり。

- 一、現行課税機關は勉めて之を維持存続すること、蓋し源泉に於ける徴收は最も有用にして、又費用を要すること少なきものなるを以て、之を維持し、又擴張するの必要あり。
- 二、俸給、賃銀其他定期の支拂に對する所得税は支拂の際、支拂を爲す人自ら之を控除するを適當とす。
- 三、儲蓄又は支拂事務擔任者は内國稅事務に於て納稅代理人と爲り、少額の報酬を給與せらる可し。

又一方に所得税は飽くまでも一種の戰爭準備（ウォー・レザベーション）金とするの説を唱ふる者あり、而して彼のチオ

ツザ、マニー氏が戰費の増加、國債の増發は軍需品製造業者が暴利を貪りたるに基くものなるを以て、彼等の膨脹したる所得に重率の所得税を賦課し、以て戰後財政を處理する一財源に充つ可しと論じたる點は、特に出色の文字たるが如し。要するに所得税法に關する諸問題に對して、本書は適當の解決を與ふるの寶庫とす可きものなり。(堀江歸一)

東亞攻究會々報第二號

財團法人東亞攻究會

本會報は上海に於ける東亞研究の最も有力なる機關たる東亞攻究會の發行にかゝるものにして、本號所載の論文中、特に吾人にとりて興味多きものを須賀虎松氏の「支那に於ける交通機關の發達」伊吹山徳司氏の「日本の資本と支那

の勞働」那波利貞氏の「五穀說攷」柏田忠一氏の「倭寇と江蘇省」となす、而して第一の須賀氏の研究は人運、獸運、車運、舟運に關する交通機關が東洋文明の開創者たる古代民族間に如何に創案せられ、如何に改善せられ、又、如何なる影響を東洋の古文明に及ぼしたるかの點にあり殊に同氏が最も力を注ぎし點は支那に於ける車運の變遷にして、論者が考證の結果は「支那の車の發達改善は上古の神祕時代に於て、既に顯著なる發達を遂げ、夏商時代には戰車を以て堂々戰を交ゆるに至り、唐虞三代の文物を大成せる周に入りて益々完成の域に達せり」と云ふにあり、次に第二の論文たる伊吹山氏の研究は先づ第一に世人の唱ふる日支經濟同盟を最も容易に實現し得る方法として日支兩國の資勞結合を擧げ、更に日本の資本を支那に輸入して各種の事業を創始經營する上に於て、特に意を用ゆ